

3 具体的方策、目標等

(1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブについては、すでに東小学校（児童自立支援施設）を除くすべての小学校区で実施されています。

平成31年度までに達成されるべき目標事業量は下表のとおりです。

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者推計総数	1,312	2,005	2,312	2,233	2,132	2,034
確保提供総数	1,374	1,390	1,390	1,695	1,695	1,695
学童保育所数	16	16	16	16	16	16
ク ラ ブ 数	28	28	28	28	28	28

既存施設の利用および拠点方式による受け入れにより、待機児童の解消に努めます。

(2) 一体型または連携型の放課後児童クラブおよび放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

現在、小学校の教室を利用している、または、小学校に隣接している施設で放課後児童クラブを実施している学童保育所は、16学童保育所のうち14学童保育所（クラブ数では28クラブのうち26クラブ）となっています。このため、小学校の教室を利用して学童保育所を実施している学校（隣接している施設での学童保育所を含む）を一体型、学校の教室以外で学童保育所を実施している学校を連携型として進めていきます。

本計画初年度の平成27年度は、現在放課後子供教室を実施している全学校において、月1回程度の一体型および連携型を実施し、その結果を十分検証します。その結果を受け、28年度以降は、週1回程度の一体型および連携型を実施していきます。

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
一体型	0	8	9	10	11	12
連携型	0	2	2	2	2	2
開設割合	0%	62.5%	68.8%	75.0%	81.3%	87.5%

(3) 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画

開設を希望する学校・地域を調査把握し、各年度、新たに1か所以上の整備を進めていきます。

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
学校数	16	16	16	16	16	16
実施校	9	10	11	12	13	14
開設割合	56.3%	62.5%	68.8%	75.0%	81.3%	87.5%

(4) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

ア 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体的または連携による事業を実施する際の共通プログラムを企画するには、放課後児童クラブの指導員と放課後子供教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。このため、学校区ごとに、学校関係者も含め毎月1回程度の検討会を開催することとします。

その際、放課後子供教室のコーディネーターが中心となりプログラムを立案し、放課後児童クラブの指導員が補佐する形式とすることを基本としますが、各学校区の事情に合わせ対応していくこととします。また、プログラムや人員配置については、児童の安全面に十分配慮します。

イ 連携型の場合の共通プログラムを実施する場合には、プログラム終了後に各学童保育所に移動することになるため、地域住民等の協力を得ながら児童が安全に移動できるよう配慮することとします。

(ア) 第二学童保育所（千ヶ瀬学童クラブ）

第二小学校から千ヶ瀬学童クラブまでは約920mあり、車の通行量も比較的多い状況にあります。このため、学童クラブへの移動は、児童の安全に配慮し、放課後児童クラブの指導員に加え、必要に応じ、送迎スタッフの応援を検討します。

(イ) 第四学童保育所

第四小学校とは隣接していませんが、距離も比較的短く、交通量も少ないことから、放課後児童クラブの指導員で誘導することとし、必要に応じ対応を検討します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

ア 現在、放課後児童クラブの実施校16校のうち、12校が小学校の教室を利用しています。また、少人数学級を進めていくことや特別支援学級の新設予定など、今後、放課後児童クラブおよび放課後子供教室における余裕教室の利用は非常に困難な状況となっています。

このため、放課後子供教室の実施にあたっては、専用教室の確保が困難な学校では、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進していきます。

● 各小学校における放課後児童クラブおよび放課後子供教室専用教室の有無

◎専用教室で実施 ○専用教室無で実施 ー未実施

	放課後児童 クラブ	放課後子供 教室		放課後児童 クラブ	放課後子供 教室
第一小	◎	ー	河辺小	◎	○
第二小	○	○	新町小	○	ー
第三小	◎	○	霞台小	◎	◎
第四小	○	○	友田小	◎	○
第五小	◎	◎	今井小	◎	ー
第六小	◎	○	若草小	◎	ー
第七小	◎	◎	藤橋小	◎	ー
成木小	○	ー	吹上小	◎	ー
			合計	12	3

イ 放課後の児童の安全で安心できる居場所づくりとして、放課後子ども総合プランの実施に当たっては、学校関係者と連携し、学校施設の積極的な利用促進についての協力を依頼していきます。

ウ 放課後児童クラブにおける余裕教室の利用にあたっては、「余裕教室を利用した学童保育事業の整備に関する年度協定書」を市長と教育委員会との間で締結し、その利用の円滑化を図ります。

(6) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

ア 放課後児童クラブの実施主体事務局である子ども家庭部子育て推進課および放課後子供教室の実施主体事務局である教育部社会教育課と定期的な事務局打合わせの機会を設定し、実施状況や課題などの情報を常に共有し、事業検証や課題解決に対応していきます。

イ 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の実施にあたり、事故等があった場合は、それぞれの実施主体の責任とします。

ウ 総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議、検討をしていきます。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等

現在、すべての放課後児童クラブにおいて、午後7時までの開所時間の延長を行っています。本計画期間である平成31年度までにおいても、引き続き開所時間の延長を行っています。